

食費、居住・滞在費 (負担限度額認定証) 特定入所者介護サービス費 (負担限度額)

※日額(円)

利用者負担段階	対象者	多床室	個室	食費	
(4段階)	世帯課税者	915	1,231	1,648	
第1段階	生活保護受給者	0	380	300	
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	430	480	390
第3段階①	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	430	880	650
第3段階②	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	430	880	1,360

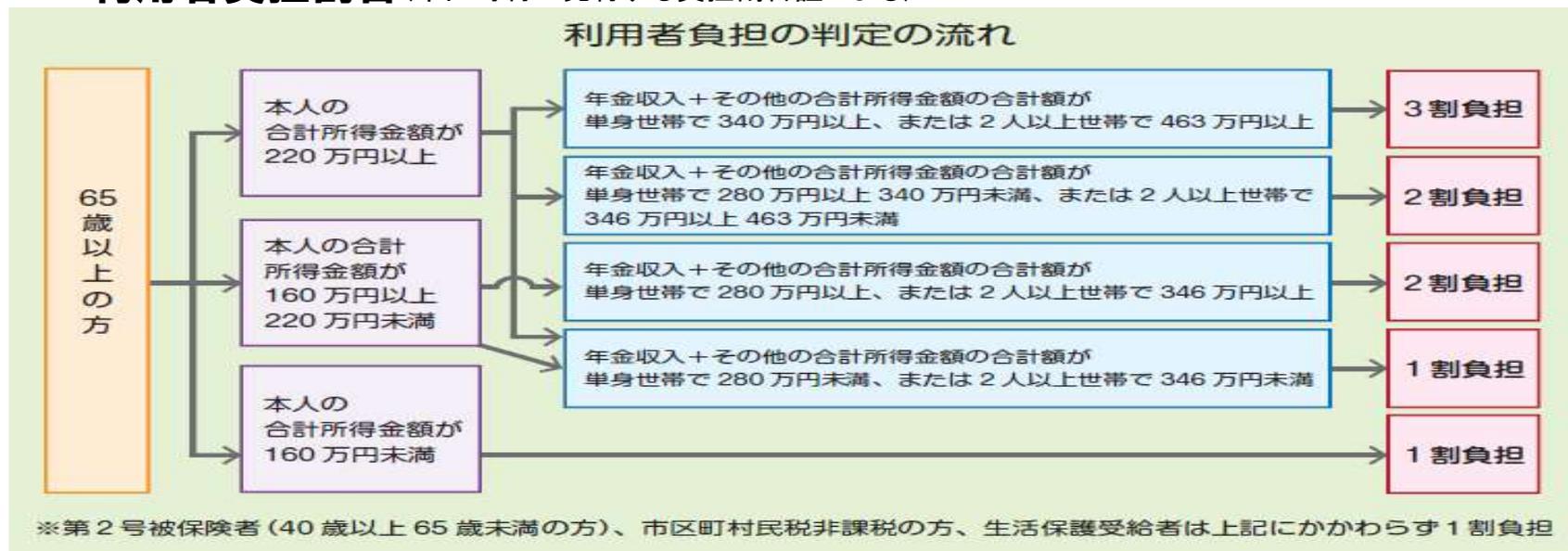
* 年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障がい年金)も含む。

* その他の合計所得金額は、譲渡所得に関する特別控除を除く。

* 令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適応前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

* 65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

利用者負担割合 (市区町村が発行する負担割合証による)



◆制度の詳細は、インターネット等でご確認いただくか、区市町村にお問い合わせください。